



稲敷市

# 議会だより

第 66 号

発行日/令和3年11月1日

「稲敷チューリップまつり」で使用する  
チューリップ用プランターを作成



令和3年第3回定例会の報告 .....	P 2
市政を問う一般質問 (10人) .....	P 7
委員会の審査経過と結果 .....	P17
議会基本条例 (素案) への意見募集 .....	P21

写真/地域おこし協力隊 谷野正朝

稲敷市の工務店で研修を行い、木造住宅の設計、大作業の知識・技術を  
習得して事業継承を目指す。(産業建設常任委員会所管)

令和3年第3回稲敷市議会定例会が8月31日から9月24日までの25日間にわたり開かれました。

本定例会の議案は、報告6件、市長提出議案27件、諮問1件、発議2件、請願1件でした。

議会の審査経過及び議決の結果については下記をご確認ください。

【開催日】

【審議内容】

- 8月31日(火) 開会  
議案等について市長の提案理由説明を受ける(33件)。  
人事案件は質疑、討論を省略し、採決を行う。  
請願第2号を産業建設常任委員会に付託する。  
決算審査特別委員会が設置される。  
発議第4号に対し質疑、討論、採決を行う。  
(1日 議案調査のため休会)
- 9月2日(木) 議員による市政一般に関する通告質問を行う。【6名】
- 9月3日(金) 議員による市政一般に関する通告質問を行う。【4名】  
各常任委員会へ議案26件を付託する。
- 9月6日(月) 常任委員会・決算審査分科会審査【市民福祉】
- 9月7日(火) 常任委員会・決算審査分科会審査【市民福祉】  
(8日 常任委員会・決算審査分科会予備日のため休会)
- 9月9日(木) 常任委員会・決算審査分科会審査【総務教育】
- 9月10日(金) 常任委員会・決算審査分科会審査【総務教育】
- 9月13日(月) 常任委員会・決算審査分科会審査【産業建設】
- 9月14日(火) 常任委員会・決算審査分科会審査【産業建設】  
(15日 常任委員会・決算審査分科会予備日のため休会)  
(16日 常任委員会・決算審査分科会予備日のため休会)
- 9月17日(金) 決算審査特別委員会(全体審査)  
(21日 決算審査特別委員会 全体審査予備日のため休会)  
(22日 議事整理のため休会)
- 9月24日(金) 各常任委員長及び決算審査特別委員長から付託議案に対する審査報告を受け、議案26件、請願1件に対する討論、採決を行う。また、追加議案1件に対し質疑、討論、採決を行う。  
さらに、発議第5号に対し質疑、討論、採決を行う。  
療養休暇中市職員が山下恭一議員によるハラスメントによるものか、又不当要求疑惑等に関する調査特別委員会が設置される。  
閉会

審議された議案とその結果

新型コロナウイルス感染症の流行下における本市議会の対応について

新型コロナウイルス感染症流行期間が収束するまでの間、市議会の会議(本会議、委員会、全員協議会等)の際には、議員・職員はマスク等を着用しています。(議場にはアクリル板を設置しています。)

# 令和3年第3回 稲敷市議会定例会

## 令和2年度全決算(12会計)を認定 令和3年度稲敷市一般会計補正予算(第4号)を可決

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果 (賛成:反対)
報告第5号	令和3年度一般財団法人稲敷市農業公社事業の報告について	市農業公社の令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画を報告	—	報告
報告第6号	令和2年度稲敷市一般会計継続費精算報告書について	令和2年度に終了した桜川地区新設小学校校舎・体育館建設事業の清算を報告	—	報告
報告第7号	健全化判断比率の報告について	令和2年度の決算を基に、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について報告するもので、いずれも早期健全化基準を下回っている	—	報告
報告第8号	稲敷市水道事業会計の資金不足比率の報告について	各公営企業会計について令和2年度の決算を基に資金不足比率を算定し報告するもので、全会計において資金不足はない	—	報告
報告第9号	稲敷市工業用水道事業会計の資金不足比率の報告について		—	報告
報告第10号	稲敷市下水道事業会計の資金不足比率の報告について		—	報告
議案第70号	専決処分承認を求めることについて(令和3年度稲敷市一般会計補正予算(第4号))	予算総額を220億8,602万4千円とするもの	総務教育 市民福祉	原案承認 (19:0)
議案第71号	専決処分承認を求めることについて(令和3年度稲敷市一般会計補正予算(第5号))	予算総額を221億772万7千円とするもの	総務教育 市民福祉	原案承認 (19:0)
議案第72号	稲敷市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴い条例を新たに制定するもの	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第73号	稲敷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	「デジタル社会形成基本法」の公布に伴い条例の一部を改正するもの	総務教育	原案可決 (19:0)

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果 (賛成・反対)
議案第 74 号	稲敷市個人情報保護条例及び稲敷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い条例の一部を改正するもの	総務教育	原案可決 (19:0)
議案第 75 号	稲敷市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	「道路構造令の一部を改正する政令」の施行に伴い条例の一部を改正するもの	産業建設	原案可決 (19:0)
議案第 76 号	稲敷市道路占用料徴収条例の一部改正について	「道路法等の一部を改正する法律」の施行に伴い条例の一部を改正するもの	産業建設	原案可決 (19:0)
議案第 77 号	令和 3 年度稲敷市一般会計補正予算(第 6 号)	予算総額を 223 億 1,971 万 3 千円とするもの	総務教育 市民福祉 産業建設	原案可決 (19:0)
議案第 78 号	令和 3 年度稲敷市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	予算総額を 50 億 4,106 万 8 千円とするもの	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第 79 号	令和 3 年度稲敷市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	予算総額を 40 億 8,449 万 2 千円とするもの	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第 80 号	令和 3 年度稲敷市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第 1 号)	予算総額を 2 億 6,688 万 8 千円とするもの	産業建設	原案可決 (19:0)
議案第 81 号	令和 2 年度稲敷市一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 295 億 4,947 万 3,444 円 歳出決算額: 277 億 7,479 万 9,782 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (18:1)
議案第 82 号	令和 2 年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 48 億 4,050 万 2,772 円 歳出決算額: 47 億 4,621 万 4,076 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (18:1)
議案第 83 号	令和 2 年度稲敷市, 稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 19 万 6,259 円 歳出決算額: 8 万 7,000 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (19:0)
議案第 84 号	令和 2 年度稲敷市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 40 億 2,746 万 903 円 歳出決算額: 38 億 6,613 万 2,203 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (18:1)
議案第 85 号	令和 2 年度稲敷市浮島財産区特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 191 万 8,242 円 歳出決算額: 58 万 6,352 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (19:0)
議案第 86 号	令和 2 年度稲敷市古渡財産区特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 503 万 6,577 円 歳出決算額: 290 万 1,124 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (19:0)
議案第 87 号	令和 2 年度稲敷市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 2 億 5,328 万 6,000 円 歳出決算額: 2 億 5,278 万 8,000 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (19:0)
議案第 88 号	令和 2 年度稲敷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 10 億 7,242 万 2,515 円 歳出決算額: 10 億 5,670 万 6,246 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (18:1)
議案第 89 号	令和 2 年度稲敷市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額: 1,037 万 1,230 円 歳出決算額: 861 万 8,319 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (19:0)
議案第 90 号	令和 2 年度稲敷市水道事業会計決算認定について	総収益: 10 億 1,990 万 6,250 円 総費用: 9 億 3,692 万 8,696 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (18:1)
議案第 91 号	令和 2 年度稲敷市工業用水道事業会計決算認定について	総収益: 1,068 万 2,706 円 総費用: 630 万 9,210 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (19:0)
議案第 92 号	令和 2 年度稲敷市下水道事業会計決算認定について	総収益: 24 億 585 万 3,819 円 総費用: 19 億 3,233 万 5,727 円	決算審査 特別委員会	原案認定 (19:0)
議案第 93 号	市道路線の認定について	市道(江) 1459 号線を認定するもの	産業建設	原案可決 (19:0)

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果 (賛成:反対)
議案第 94 号	市道路線の変更について	市道(江) 5129号線及び市道(江) 5170号線の起点を変更するもの	産業建設	原案可決 (19:0)
議案第 95 号	稲敷市過疎地域持続的発展計画について	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され旧桜川村が過疎地域とみなされる区域として公示されたことに伴い稲敷市過疎地域持続的発展計画を定めるもの	総務教育	原案可決 (19:0)
議案第 96 号	原子力損害の賠償に関する和解について	東京電力ホールディングス株式会社への損害賠償請求について「原子力損害賠償紛争解決センター」の和解案を受諾するもの	—	原案可決 (19:0)
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	浮島 小貫 直美	—	原案同意 (18:0)
発議第 4 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	提出者 松戸 千秋	—	原案可決 (18:0)
発議第 5 号	療養休暇中市職員が山下恭一議員によるハラスメントによるものか、又不当要求疑惑等に関する調査特別委員会設置に関する決議	提出者 柳町 政広	—	原案可決 (11:7)

## 請願の審査結果

受理番号 (受付日)	件名	提出者 住所・氏名	付託委員会	審議結果 (賛成:反対)
請願第 2 号 (R3.5.24)	新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願	稲敷郡阿見町小池 2 1 5 7 - 2 4 県南農民組合 組合長 渋谷 俊昭	産業建設	不採択 (2:17)

賛否の分かれた 案件の議決結果	無所属														公明	共産	結果					
	沼崎孝雄	寺崎久美子	椎野隆	中沢仁	黒田茂勝	根本浩	竹神裕輔	山本彰治	岡沢亮一	篠田純一	中村三郎	伊藤均	高野貴世志	柳町政広	山下恭一	遠藤一行		若松宏幸	松戸千秋	浅野信行	山口清吉	
議案第 81 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	原案認定
議案第 82 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	原案認定
議案第 84 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	原案認定
議案第 88 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	原案認定
議案第 90 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	原案認定
発議第 5 号	×	×	○	○	○	○	○	○	○	—	○	×	×	○	▲	○	×	×	×	○	○	原案可決
請願第 2 号	×	×	○	×	×	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	不採択

※ ○は賛成 ×は反対 ▲は除斥 ※※ 詳しい議決賛否は、市ホームページをご覧ください。  
 ※※※ 議長(篠田純一)は採決に加わりません。(ただし、可否同数の場合は議長により決することになります。)

## 討論

**議案第81号** 令和2年度稲敷市一般会計歳入歳出決算認定について

### ■反対討論

山口清吉

一昨年10月からの消費税の引き上げにより、消費及び景気が後退し、市民の生活はかつてなく厳しいものとなっている。それに続く新型コロナウイルス感染症の流行で経済的困難はさらに厳しくなっている。

市民の暮らしを下支えするには、令和2年度末の積立金127億1,746万円を活用して、国民健康保険税の引き下げ、介護保険の負担軽減、水道料金の値下げや学校給食の無料化をすべきである。



**請願第2号** 新型コロナウイルス禍による米危機の改善を求める請願

### ■賛成討論

山口清吉

農林水産省は2020年の食料自給率が37・17%と過去最低になったと発表した。現在、収穫している米の生産者価格は9,000円を切る段階になっており、物財費が生産者米価を上回り、主食である米の生産が続けられないという事態まで追い込まれている。

米は食料自給率を支えている柱であり、稲作の危機は、自給のさらなる低下に直結する。外出や旅行の自粛、飲食店の休業や営業時間の短縮などで、外食需要が落ち込み、一斉休校による学校給食中止も大きく影響した。コロナ禍により消滅した需要減少分は、国が責任を持って「過剰在庫」を市場隔離すべきであり、政府による特別な対策が絶対に必要である。

このほか、議案第82号、84号、88号、90号、発議第50号で反対討論がありました。また、発議第50号で賛成討論がありました。

## 第3回定例会では議員発議により1件の意見書を提出 全員賛成により可決し、国・政府へ提出しました。

### コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 意見書送付先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣



松戸千秋  
議員



## シトラスリボンプロジェクトに参加し、思いやりを広げる取組みを\*



**筧市長** 市民の絆を繋いでいけるよう取り組む

**松戸** 誰もが新型コロナウイルス感染症に感染する可能性があるからこそ、人の優しさが人の心を救えるのではないかと考える。目に見える形での「シトラスリボンプロジェクト運動」で、稲敷市中に思いやりの心を広げる取組みをしてはどうか伺う。

**保健福祉部長** 「おもいやりのまち宣言」と併せて、関係機関と連携を図りながら、広報紙やホームページをはじめとする啓発活動のやり方等について検討を行い、ぜひ取り組んでいきたいと思えます。

**教育長** 学校では、児童生徒間でワクチン接種を受けた人と受けない人が混在する状況となるため、そのことによって不利益や差別が生じないように、市内小中学校にポスター等を掲示し、本プロジェクトの周知徹底を図っていきます。

**市長** 市内のボランティア団体などに本プロジェクトの趣旨を説明の上、ご協力をお願いしたり、周知のチラシを公共施設等で配布したいと思えます。また、本庁舎のライトアップも検討していきます。

第3回定例会には、10名の議員が市政全般にわたり一般質問を行いました。質問と答弁について、要旨を紹介いたします。写真下部のQRコードをスマートフォンのカメラや専用アプリで読み取ると、一般質問の録画映像をご視聴いただけます。

## ワクチンデマ対策は

**山本教育長**

デマに惑わされないための指導

**松戸**

ワクチン接種が進む中、今後の焦点は若い世代の接種率をどう高めるかになると考えます。接種を希望しない割合が若い世代ほど高いというデータも出ており、要因は様々であると思うが、一つには、SNSで拡散されるデマ情報を信じてしまうことにある。本市での若い世代の接種率向上およびデマ対策について伺う。

**保健福祉部長**

医療機関のご協力を得ながら、接種希望者の集団接種を継続的に進め、若年層が接種しやすい環境の整備を行っていきます。

**教育長**

学校では、児童生徒に対し、ワクチンをめぐるデマだけではなく、SNSを利用する際には間違った情報やデマに惑わされないことが重要であると指導していきます。

※「シトラスリボンプロジェクト」とは

シトラス（柑橘類）色のリボンや専用ロゴを身につけることで、思いやりの輪を広げ、感染者や医療機関などへの偏見・差別をなくし、コロナ禍のなかに居ても居なくても、みんなが心から暮らしやすい社会をめざしていこうという愛媛県の民間団体から始まった取組みです。



**寺崎久美子**  
議員



## どのような循環型社会を目指すのか

**箕市長** 民間企業やNPOとの提携と、市民協働による循環型社会

**寺崎** 市長の考える循環型社会はどのようなもので、どのように取り組まれ、どのように目指すのか、また市民活動や協働のまちづくりにおける循環型社会への取組みについて伺う。

**箕市長** 循環型社会とは、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のことです。市の取組みとしては、グリーン購入の推進をはじめとする11の施策を行っています。これらを持続可能なものするためには、行政だけではなく、実績やノウハウのある民間企業やNPOとの提携も大事であり、また市民活動や協働のまちづくりを進めていくうえでも市民のご理解とご協力を得られるような循環型社会を目指していきます。

## 水害における減災・防災対策は

**危機管理監**

**合理的で機能的な防災倉庫の設置を検討**

**寺崎**

水害対策として、電柱への水位表示、民間企業との避難所協定、避難所看板のある施設の開設の進捗状況と、浸水想定地域にある防災倉庫対策として、高床式や高所の設置は考えているのか伺う。

**危機管理監**

電柱への水位表示については、ハードマップとの整合を図りながら、市内全域を対象に調査を進めているので、年度内を目安に設置を進めていきます。

民間企業との避難場所協定については、市内の全ゴルフ場9か所に対して、水害時における一時的な避難場所として、駐車場の一部利用の協力依頼を行っているところで、年内を目安に協定に向けた手続きを進め

ていきます。

避難所看板のある施設の開設については、災害の都度、全ての避難所を開設するのではなく、避難指示に基づき必要な避難所の開設をしています。ホームページやメールでの情報伝達の際に開設避難所を付け加えるなどの工夫をしながら、周知に努めていきます。

また、浸水想定地域にある防災倉庫についても、避難所の付近になるべく多く設置をするという観点から設置していましたが、今後、合理的で機能的な防災倉庫の設置について、見直しを含めて検討していきます。

このほか、市民及び高齢者に対するデジタル活用を支援する取組みについて質問がありました。



沼崎 孝雄  
議員



## 不妊治療のサポート体制は

### 保健福祉部長 制度の周知を図る

**沼崎** 不妊治療は、誰でも安心して受けられる環境には至っていない状況である。要因は、仕事と治療の両立が困難なこと、治療費などの経済的負担増、先が見えないコロナ禍での不安が主に影響していると考えられる。そこで、本市の不妊治療のサポート事業について伺う。

**保健福祉部長** 助成事業は4つあり、①「特定不妊治療費助成事業」で体外受精や顕微受精の特定不妊治療に対して助成するもの。②「男性不妊治療費助成事業」で特定不妊治療の一環で実施された治療に対して、特定不妊治療助成に上乘せして助成するもの。③「不育症治療費助成事業」で不育症に関わる検査と治療に対して助成するもの。④市独自の「一般不妊治療費助成事業」で人工授精に対して助成するものがあります。

**沼崎** 助成事業の申告状況を伺う。

**保健福祉部長** 令和2年度は特定不妊治療費助成事業が13件、一般不妊治療費助成事業が6件、助成の金額は151万8,546円です。

**沼崎** 今後の支援策について伺う。

**保健福祉部長** 国の令和4年度からの不妊治療の保険適用状況に併せ、検討していきます。

## スマート自治体の取組みは

### 行政経営部長 必要な事業を検討

**沼崎** 市の体制づくりについて伺う。

### 行政経営部長

本年4月に「行革・デジタル推進室」を設置しました。総務省の「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」※に基づき、本市の取り組むべき事業を検討していきます。

### 沼崎

現在、市で利用できるデジタル手続きと今後のワクチン接種証明書について伺う。

### 行政経営部長

いばらき電子申請・届出サービスを活用した子育ての手続きなどの一部が受付可能になっていますが、利用実績はない状況です。今後、マイナンバーカードを用いて、オンライン化できるように進めています。また、ワクチン接種証明書のデジタル化については、国の動向を注視しながら進めていきます。

### ※スマート自治体とは

人工知能などを活用し、事務処理の自動化、業務の標準化を行うことで、行政サービスを効率的に提供する自治体のこと。  
※デジタルトランスフォーメーション(DX)とは  
情報通信技術の浸透が人々の生活のあらゆる面でよりよい方向に変化させることのこと。

## SDGsにより既存施策を発展・進化させる取組みは



若松宏幸  
議員



**箕市長** SDGsの目標達成に向け、職員の意識改革や条例制定について検討

**若松** 本市においては第2次総合計画にSDGsの文言が盛り込まれているが、既存施策には何ら変化がないように思われ、矮小化されているのではないかと懸念している。SDGs 11の目標は、「住み続けられるまちづくりを」であり、本市にとっては最重要テーマではないかと考える。将来を見据えたまちづくりの取組みとして、喫緊の課題である人口減少に歯止めをかける施策に力を注ぐべきと考えるがいかがか。

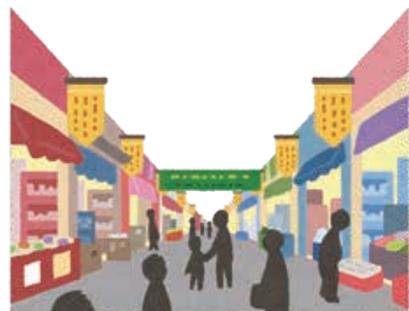
また、SDGsの目標達成のため、複雑な問題を解決する施策等が重要であるが、庁内における教育、学びについて伺う。

**地域振興部長** 人口減少問題は、これまで市の最重要課題として取り組んできましたが、抜本的な歯止めには結びついていないのが現状です。今後は、これまでの行政サービスの在り方を見直し、官民一体となった取組みを進めていくことが重要だと考えます。

**行政経営部長** 本市が抱える問題解決のために、職員がSDGsの意識づけや理解を深めることが重要と考えます。今後は、これまでになかった職員の研修会の開催や庁舎内の各窓口等にSDGsのアイコン表示をするなど検討します。

**若松** 今後、SDGsの理念に基づき先進都市を目指すような条例の制定が必要ではないかと考える。また、持続可能なまちづくりのためには稲敷市の独自性といったものを全面に押し出していかないと変化は生まれ不会ではないかと考えるが、市長の見解を伺う。

**箕市長** 近年、SDGsの取組みが進められる中で一部の市町村では持続可能な開発目標を規定する条例を制定するようになってきています。本市でも、SDGsの目標達成に向けて研修会等を開催し、職員の意識改革を行い、その中で条例の制定を検討していきたいと考えています。





竹神 裕 輔  
議 員



## 介護予防事業の現状と今後の課題は

### 寛市長 地域での介護予防を推進

**竹神** 本市では、今後、さらに増加する高齢者を見据えて、高齢者福祉の現場にも多種多様な施策が導入されており、高齢者福祉サービスも充実したものになりつつある。しかし、寝たきりや介護が必要な高齢者が増えることが見込まれており、介護が必要な期間が長期化したり、介護をする家族の高齢化等も重なり、当事者やその家族だけではなく、誰もが抱く共通の不安、課題となっている。現在、本市の介護予防事業の現状を伺う。

**保健福祉部長** 新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度と令和2年度を比較すると、介護予防施設いこいのプラザが実施している介護予防教室の参加者は4分の1に、シルバーリハビリ指導士会が各地区で行っている体操教室の参加者は10分の1にまで減少しています。また、市内2か所の商業施設で実施しているイキイキ健康教室も令和元年度には21回、340名の参加実績でしたが、令和2年度は、年齢を問わず不特定多数の方を対象としているため、開催を中止しています。

**竹神** 本市で実施している一般介護予防事業の中でフレイル対策に効果のある事業について伺う。

**保健福祉部長** 稲敷市いこいのプラザでは、栄養アップ教室、オーラルケア教室、はつらつ広場と、目的に合わせた3つの介護予防教室を行っています。保健師や管理栄養士、歯科衛生士など専門職による効率的な団体指導、効果的な個別指導によるもので限られた時間の中で行う効果的なものと認識しています。また、稲敷市シルバーリハビリ体操指導士会が行う体操教室やその他の介護予防教室も、継続して参加していただき、通いの場となり、社会参加の促進や閉じこもりの予防や見守りにもなるものと考えています。

**竹神** 要介護状態を防ぐこと、それから介護状態になってもそれ以後の悪化を防ぐことが高齢者の皆さんが生活をしていく上で大変重要なことだと考える。

誰もがいつまでも健康であるために、予防の観点が今後の介護において最重視される中で、市長の今後の取組みについて伺う。

**寛市長** 今後のさらなる高齢化社会を迎え、高齢になっても健康で元気な生活を続けることができるよう、心身の生活機能の低下を防ぐフレイル予防をはじめとした介護予防の取組みを、高齢者の健康づくりの取組みと一体的に推進していくことが重要です。今後、国が提唱する新しい生活様式を踏まえ感染予防対策を講じ、介護予防教室やシルバーリハビリ体操教室等の通いの場の在り方、そしてフレイルのリスクが高い高齢者に配慮した医療や介護サービスにつなげる体制づくり、高齢者の自主的な健康づくりにつなげる地域での介護予防について推進していきます。

## 太陽光発電施設と森林保護は



椎野 隆  
議員



### 高山副市長 ガイドラインの徹底を図る

**椎野** 東京電力福島第一原発の爆発事故以降、エネルギー政策が見直され、原発による発電より自然由来の電源が多くなってきており、太陽光発電施設があちこちで見られるようになったが、本市の森林面積の推移について伺う。

**地域振興部長** 本市の森林面積の推移は、平成 27 年度末で 1,632 ヘクタール、平成 30 年度末で 1,614 ヘクタール、令和 2 年度末で 1,606 ヘクタール、5 年間で 26 ヘクタール減少している状況です。（県指定の地域森林計画対象森林面積）

**椎野** その中で、太陽光発電施設用地に転用された森林面積はどのくらいあるのか伺う。

**地域振興部長** 太陽光発電施設用地へ転用された森林面積は、平成 28 年度が 3.73 ヘクタール、平成 29 年度が 5.05 ヘクタール、平成 30 年度が 4.59 ヘクタール、令和元年度が 3.3 ヘクタール、令和 2 年度が 4.21 ヘクタール、5 年間で 21 ヘクタールです。また、過去 5 年間の太陽光施設設置面積は、県の太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドラインに基づき提出された事業計画書から算出すると約 158 ヘクタールで、その約 13%が森林面積であるという状況です。

**椎野** 無秩序に森林が太陽光発電施設に転用されないように太陽光発電設備の設置に関する条例を制定する考えはないか伺う。

**高山副市長** 国において、太陽光発電事業計画策定ガイドラインが策定されており、発電施設の設計・施工に関する設置基準、適切な保守点検と維持管理体制の構築などの遵守事項が示され、違反をした場合には、省エネ特措法に基づき、改善命令や認定の取消しの措置が行われるものです。また、努力義務として、事業の初期段階からの地域住民との関係構築や事業の概要に関する説明会の開催など、事業について地域住民から理解が得られるよう努めることなどが示され、これを怠った場合には指導・助言の対象となるものです。本市では、今後、国に対して統一的なルールを整備するよう働きかけを行うとともに、経済産業省のガイドラインの徹底を図ることを通じて事業者と地域住民が良好な関係を築けるよう、取り組んでいきます。

このほか、広域避難計画と水戸地裁判決「東海第二発電所の原子炉を運転してはならない」についての質問がありました。





山口 清吉  
議員



## 学校給食の完全無償化は

### 筧市長 今後も給食費の見直しを検討

**山口** 令和3年度より学校給食の米飯分にかかる費用を市負担とし、各家庭の負担額を引き下げることになっている。さらに令和4年度にはもう一段前進させたいとのことであるが、具体化について伺う。

**教育部長** 今年度より江戸崎地区以外の学校給食において米飯分の費用を市で負担し、市内全地区で学校給食の統一化を図り、一部無償化を行いました。また、「稲敷市過疎地域持続的発展計画」において学校給食無償化事業を掲げており、

令和4年度から多子世帯を対象とした学校給食のさらなる一部無償化の実施について制度設計を行っているところです。

**山口** 将来的には学校給食の完全無償化を目指すべきであると考えているが、市長の見解を伺う。

**筧市長** 学校給食の完全無償化は、恒久的な財源確保が必要となり、大きな財源負担が伴うことから、大変厳しい状況です。しかし、今後も学校給食費の見直しについては調査研究に努めていきます。

## 国民健康保険税の減額は

### 筧市長

### 支援制度を活用し、適正な保険税を設定

**山口** 令和4年度より国民健康保険税の課税方式を変更するにあたり、18歳以下の均等割を廃止し、税額を引き下げるとの考えはないか伺う。

### 市民生活部長

国民健康保険事業の運営は、平成30年度より県が行っています。本市の保険税の算定方式は現在、4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）ですが、来年度を目標に2方式（所得割、均等割）にすべく検討を進めています。賦課方式の変更に合わせて18歳以下の均等割を廃止することは、子育て世帯の負担が大きくなるため、国や県において支援制度の実施が決定しています。今回の算定方式の県内統一は、赤字を解消するための法定外繰入※をなくすことも目標で、県の支援制度は法定外繰入をなくした市町村に対して交付されます。

**山口** 国および県の支援制度とは何を指すのか。

### 市民生活部長

国の制度は、未就学児に関する均等割保険税の5割を公費により軽減するものです。また、県の支援制度は、賦課方式を2方式にした市町村に総額5億円を20歳未満の被保険者数で案分した額を特別交付金として交付するものです。

**山口** 18歳未満の被保険者も未就学児と同様に、均等割額を当面5割軽減とする市独自の施策の考えはないか伺う。

### 筧市長

5割軽減の実施については、責任主体である県の運営方針に沿って連携をしなければならぬのが現状です。本市としては、さらなる支援について県を通じ、国へ要望したいと考えています。今後は国、県からの支援制度を活用し、適正な保険税の設定に努めていきます。

#### ※法定外繰入とは

一般会計からの繰入のうち、赤字削減、解消などに充てられるためのもの。

このほか、イノシシの駆除についての質問がありました。

## 非常食の管理と防災の取組みは



山本 彰治  
議員



**筧市長** 迅速かつ的確に対応できる体制づくりと強化を図る

**山本** 災害時の非常食については、消費しただけではなく、新しいものを補充していくことが必要となる。本市が備蓄している非常食全体の数量と今年度、新たに補充をする予定の非常食はどのくらいあるのか伺う。

**危機管理監** 非常食の備蓄数量は食料(アルファ化米、カンパン類)が99,000食、飲料水が500ml(一部490ml)のペットボトル51,000本です。今年度の補充量としては、食料(アルファ化米、カンパン、菓子パン等)が約20,000食、飲料水は約8,000本を予定しています。

**山本** 非常食の在庫管理のルールと、今年度に賞味期限を迎える非常食は市内にどのくらいあるのか伺う。

**危機管理監** 賞味期限を迎える非常食の管理については明確な定めはありませんが、今後、調査研究をしていきます。また、今年度、賞味期限を迎える非常食は、在庫管理表により確認をしており、食料が6,800食、飲料水が500mlペットボトルで約3,800本です。

**山本** 賞味期限を迎える数多くの非常食に対し、フードバンクを活用する考えはないか。

**危機管理監** フードロス対策について、フードバンク等への災害備蓄品の提供は有効であると考えます。今後、提供の仕組み作りについて検討していきます。

**山本** 非常食だけではなく、そこから広がる防災全体の問題について、本市は今後どう向き合うべきか伺う。

**筧市長** 今年度、地域防災計画の見直しを実施し、より実効性の高い計画を策定しているところです。今後は、市民と共に災害に強いまちづくりを進めることを基本に、より迅速、かつ的確に対応できる体制の充実、強化を図っていきます。





柳 町 政 広  
議 員



## 市職員に対する不当要求行為への対応状況は

**寛市長** 条例の適切な運用を全庁的に進めていく

**柳町** 近年の人権意識の高まりにより、パワハラ、セクハラ、モラハラなどの各種のハラスメントについての理解が広まっている。本市でも令和3年4月に「稲敷における公正な職務執行の確保等に関する条例」が施行されたが、市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すために、市職員が安心して職務遂行できる環境づくりについて伺う。

**行政経営部長** 本条例は、市民等からの要望等や不当要求行為への対応に関して組織的な対応を行うことを明確化し、市職員の公正な職務の執行の確保を図り、市政に対する信頼を確立することを目的としています。職員が職員以外の者から受ける不当要求行為を対象としているため、パワハラ等については、本条例では明確には対象とされていませんが、職務上の地位関係等によるパワハラ等が、本条例に定める脅迫的行為等の不当要求行為に該当となれば、本条例の適用を受けるものと考えています。また、職員が市民等からの要望等を適切に記録し、組織として適切な対応をすることを目的としていますので、今後は、職員に対する研修会等の開催も検討しています。

**柳町** 我々議員は、市民に負託を受けた代表者であるため、この負託に応えるために高い倫理観と品位を求められ、議員の地位による影響力を不正に利用することは許されない。議員のハラスメント防止のルールも明確にしていくべきではないかと考える。本市としても、市職員が安心して職務遂行できる環境づくりが必要と考えるが、市長の意気込みを伺う。

**寛市長** 私が市長に就任してから間もなく3年となります。その間、過去に類を見ないほどの危機ともいえます新型コロナウイルスの感染拡大、そして台風や大雨などによる大規模な災害も経験しました。私の最大の使命である市民の皆様の生命と財産、暮らしを守るため、これまで全力で職務を全うしてきましたが、いつもその最前線で業務に当たっているのは職員です。そのような大切な職員を守ることも私の大事な役割の一つだと思います。職員への不当要求行為に対しては、決して1人で抱え込まずに組織で対応することが大変重要であり、本条例の適切な運用を全庁的に進めていきます。そして、私自身が先頭に立って断固とした強い決意をもって職員を守っていきます。

## 高齢者にも優しいデジタル社会の実現を



浅野 信行  
議員



**寛市長** 誰一人取り残されない人に優しいデジタル化を目指す

**浅野** 総務省では、スマートフォンなどの無料講習会を全国で開始した。自宅でパソコンやスマホから様々な行政手続きができるようになる。特に高齢者に向けたスマホ教育の取組みを伺う。

**行政経営部長** 高齢者へ向けた取組みとして、市内の公的施設等を利用して、通信事業者にデジタル活用支援員の研修を受けた講師を派遣し、11月より出前講座を実施する予定です。

**浅野** スマートフォンなどを所持していない高齢者などへの対応について伺う。

**行政経営部長** 配付または貸出などの方法について検討しています。



**浅野** ICTなどを活用したスマートシティ構想について伺う。

**寛市長** 本年度4月から「行革・デジタル推進室」を設置して、誰ひとり取り残されない、人に優しいデジタル化を目標に取り組んでいきます。

## 田んぼダムの設置は

**寛市長** 一層の調査研究が必要

**浅野** 田んぼダムとは、水田が持つ灌水機能を一時的に高めることにより、大雨による下

流への急激な流入を抑制するもので、農耕地や住民地の洪水被害を軽減する目的で実施するものである。本市の見解を伺う。

**地域振興部長** 田んぼダムの有効活用は、まずは十分な調査研究が必要だと考えます。

**浅野** 農閑期や耕作放棄水田など取組時期や範囲を限定的に導入することはどうか伺う。

**地域振興部長** 農家の皆さんへのご理解ご協力を頂くことから進めていかなければならぬと考えます。

**浅野** 市長の所見を伺う。

**寛市長** 防災、減災における農地の有効活用には様々な角度から検討していく必要があると考えています。

総務教育常任委員会

委員長 竹神 裕輔

第3回定例会において付託された6議案の審査経過の概要並びに結果について報告します。

**議案第70号** 専決処分の承認を求めめることについて(令和3年度稲敷市一般会計補正予算(第4号)は、既定の予算額に3,812万8千円を追加するもので緊急小口資金等の特例貸付を利用できない生活困窮者に対する生活困窮者自立支援金支給事業と、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯以外のその他世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補正であるとの説明がありました。

**議案第71号** 専決処分の承認を求めめることについて(令和3年度稲敷市一般会計補正予算(第5号)は、既定の予算額に2,170万3千円を追加するもので、新型コロナウイルスのワクチン接種体制の確保に係る補正であるとの説明がありました。

**議案第73号** 稲敷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正については、デジタル社会形成基本法の制定により字句を改めるものであるとの説明がありました。

**議案第74号** 稲敷市個人情報保護条例及び稲敷市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律が改正されたことから、引用条項の整理とデジタル庁設置に伴う整理を行うものであるとの説明がありました。

**議案第77号** 令和3年度稲敷市一般会計補正予算(第6号)については、歳入では国庫支出金で、新型コロナウイルス・ワクチン接種体制確保事業補助金の増額補正、繰入金については、一般会計から特別会計への繰入金清算とともに、合併振興基金からの繰入れを過疎対策事業債へ組み換えを行うものであり、歳出では民生費では障害者福祉事務費における前年度清算分の国への返還が、衛生費では新型コロナウイルス予防接種事業が、農林水産業費では土地改良振興事業への補助金等がそれぞれ主なものであるとの説明がありました。

また、継続費として設定した個人情報保護法改正に伴う例規整備支援業務委託料と地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務委託料であるとの説明がありました。

**議案第95号** 稲敷市過疎地域持続的発展計画については、本年4月1日制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、旧桜川村が過疎地域とみなされる区域として公示されたことに伴い、稲敷市過疎地域持続的発展計画を定めるものであるとの説明がありました。

審査の結果、付託された6議案について、原案のとおり承認または可決すべきものと決定しました。

市民福祉常任委員会

委員長 中沢 仁

第3回定例会において付託された6議案に関する主な審査経過と概要について報告します。

**議案第70号** 専決処分の承認を求めめることについて(令和3年度稲敷市一般会計補正予算(第4号)については、生活福祉課所管では、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者を対象とする自立支援金支給事業費1,077万8千円を追加補正するものであるとの説明がありました。

こども支援課所管では、新型コロナウイルス感染症の影響による低所得の子育て世帯を対象とする子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費2,735万円を追加補正するものであるとの説明がありました。

**議案第71号** 専決処分の承認を求めめることについて(令和3年度稲敷市一般会計補正予算(第5号)については、新型コロナウイルス予防接種事業における集団接種時の医師及び看護師への協力者謝礼金等2,170万3千円を追加補正するものであるとの説明がありました。

**議案第72号** 稲敷市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、本年4月1日に施行されたことに伴い、市町村計画に定められた産業振興促進区域の固定資産税の課税免除措置を行うため、新たに制定するものであるとの説明がありました。

**議案第77号** 令和3年度稲敷市一般会計補正予算第6号のうち、本委員会所管部分については、社会福祉課所管では、令和2年度中に受け入れた国庫負担金のうち、障害者自立支援給付費、障害者医療費等の確定に伴う返還金であるとの説明がありました。

高齢福祉課所管では、令和2年度介護保険特別会計の決算が確定したことに伴う繰入金及び繰出金の補正であるとの説明がありました。

生活福祉課所管では、生活保護就労支援員の交通費不足分を追加補正するものであるとの説明がありました。

健康増進課所管では、10月までの新型コロナウイルス集団接種にかかる協力者謝礼等を追加補正するものであるとの説明がありました。

市民窓口課所管では、マイナンバーカードの急速な普及に伴う取扱手数料等を追加補正するものであるとの説明がありました。

最後に、環境課並びに廃棄物対策室所管では、設備設置による借り上げ料とドローンチーム結成に向けたドローンスクール受講料等を追加補正するものであるとの説明がありました。

**議案第78号** 令和3年度稲敷市民健康保険特別会計補正予算(第1号)、並びに**議案第79号** 令和3年度稲敷市介護保険特別会計補正予算(第1号)を含めた6議案については、審査の結果、全会一致により原案承認または可決すべきものと決定しました。

産業建設常任委員会

委員長 黒田 茂勝

第3回定例会において付託された6議案および請願1件に関する審査経過と結果について報告します。

**議案第75号** 稲敷市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正については、国で定める「道路構造令」の一部を改正する政令が施行されたことに伴い改正するもので、新たに整備する道路における自転車通行帯に関する規定を新たに設けるものであるとの説明がありました。

**議案第76号** 稲敷市道路占用料徴収条例の一部改正については、「道路法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い改正するもので、自動運転車の運行を補助する磁気マーカー等を自動運行補助施設として道路の占用物件に位置付けるものであるとの説明がありました。

**議案第77号** 令和3年度稲敷市一般会計補正予算(第6号)については、農政課所管では、土地改良振興事業で、2,372万6千円を追加するもので、樋門・樋管の修繕や下馬渡地区冠水対策事業の路線測量および実施設計委託である等の説明がありました。

産業振興課所管では、地区計画調査検討業務委託で、762万3千円を追加するもので、新たな地区計画の導入について、調査・検討業務を委託するものであるなどの説明があ

りました。

建設課所管では、道路新設改良事業で、市道(江)1-22号線の道路新設工事において、令和5年の完成に向けて、工事請負費9,003万5千円を追加するものであるなどの説明がありました。

**議案第80号** 令和3年度稲敷市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出予算の総額に49万7千円を追加するもので、令和2年度の決算額確定により、繰越金を一般会計へ繰り出すものであるとの説明がありました。

**議案第93号** 市道路線の認定については、市道(江)1459号線について、すでに一般交通の用に供されているため認定するものであるとの説明がありました。

**議案第94号** 市道路線の変更については、市道(江)5129号線および市道(江)5170号線において、交差点改良に伴い路線の起点を変更するものであるとの説明がありました。

審査の結果、付託されました議案6件については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

**請願第2号** 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願については、審査の結果、賛成はなく、不採択とすべきものと決定しました。

決算審査特別委員会

委員長 若松 宏幸

今定例会開会日に決算審査特別委員会が設置されました。9月6日から14日にかけて3分科会による所管部局ごとに分割審査が行われ、17日の全体審査会において、付託された令和2年度12会計の決算に関する議案審査を行いました。

**議案第81号** 令和2年度稲敷市一般会計歳入歳出決算認定については、行政経営部所管では、総務課の行政区長の男女比率についての質疑があり所管課から、行政区長の選任については地元の推薦によるもので、9割以上が男性である。要因としては様々な事情があると思われるが男女共同参画担当課と連携し、行政区長への女性の登用について検討したいとの答弁がありました。

教育委員会所管では、指導室の学校指導事業のいじめ報告アプリについての質疑があり、アプリは昨年度より中学生を対象に導入したものであり、匿名でいじめを受けた、見た等スマートフォンアプリを使用して相談・報告することができ、教育センターへ情報が送信され相談員がメッセージを受取り対応しているが、事案により学校と連携し対応しているとの答弁がありました。

市民生活部所管では、環境課の狂犬病予防接種事業のコロナ禍の接種数の推移についての質疑があり、所管課から、コロナ禍により集合接種が難しく、接種頭数が減少している。接種を促すため対象者へ通知を発送するほか、獣医師会に集合接種の実施に向け継続して要望していく

との答弁がありました。

保健福祉部所管では、社会福祉課の自殺対策強化事業の啓発品作成についての質疑があり、所管課から、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大により自殺対策研修会の開催が見送られ、ポスター、リーフレットを作成し、自殺対策啓発に取り組んだが、啓発品の配布のみでは効果が十分ではないと認識しており、今後も自殺対策研修を相談支援に係る民生委員等だけではなく、市役所職員にも継続して実施していくとの答弁がありました。

地域振興部所管では、農政課の耕作放棄地対策事業の補助金についての質疑があり所管課から、補助金は、耕作放棄地再生のための草刈りや作付け等に充てられており、昨年度は、1名の方が110アール、1組織が220アール、耕作放棄地再生を実施したとの答弁がありました。

土木管理部所管では、建設課の浸水対策検討業務委託についての質疑があり、所管課から高橋川と月出里地区の浸水区域の対策を検討するもので、調査は完了しており、高橋川については美浦村と月出里地区については、排水予定経路の地権者と協議中であり、早期の浸水解消に向け事業を進めるとの答弁がありました。

審査の結果、賛成多数により原案認定しました。また、他の特別会計等については、**議案第82号**、**第84号**、**第88号**及び**第90号**の4議案は賛成多数により、**他7議案**は全会一致により原案認定と決定しました。

研修日…令和3年9月22日  
研修先…桜川中学校（下馬渡）

当委員会は、去る9月22日、所管事務調査として市内中学校におけるICT教育の状況調査のため、桜川中学校でのオンライン学習の様子について視察を行いましたので、報告します。

稲敷市では、県内でもいち早く児童・生徒へ一人1台のタブレットを導入しており、緊急事態宣言中に、それを利用してのオンライン学習を実施していることから、実際の学習の様子を視察しました。当日は、校長及び教頭、教務主任から、教師と生徒による双方向でのタブレットを利用したオンライン学習の状



## 総務教育常任委員会視察報告

況について説明を受けました。

昨年度まで行っていたオンライン学習に比べ、本年度から実施している同時双方向型の授業では、子どもたちに語り掛けながら授業ができた、発問ができたなど、コミュニケーションが十分図れるようになり、効果的なオンライン学習ができるようになったとのことでありました。

その後、デジタル教科書や電子黒板を駆使した、オンライン学習を行っている教室の様子や、新利根中学校とのオンライン学習の様子なども視察しました。

着実に進んでいる当市のICT教育の実践状況を確認しました。



## 療養休暇中市職員が山下恭一議員によるハラスメントによるものか、又不当要求疑惑等に関する調査特別委員会設置

令和3年第3回定例会の最終日（9月24日）、議員発議により「療養休暇中市職員が山下恭一議員によるハラスメントによるものか、又不当要求疑惑等に関する調査特別委員会設置に関する決議」が提出され、質疑、討論、採決の結果、賛成多数により可決され、療養休暇中市職員が山下恭一議員によるハラスメントによるものか、又不当要求疑惑等に関する調査特別委員会が設置されました。

- ①名称 療養休暇中市職員が山下恭一議員によるハラスメントによるものか、又不当要求疑惑等に関する調査特別委員会
- ②設置根拠 地方自治法第100条第1項及び委員会条例第6条
- ③目的 療養休暇中市職員が山下恭一議員によるハラスメントによるものか、又不当要求疑惑等に関する調査について
- ④委員の定数 9名
- ⑤調査期間 令和3年9月24日から議会が調査終了を議決するまで、ただし、議会の閉会中も調査研究ができるものとする。
- ⑥検査権限 本議会は目的事項の検査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を療養休暇中市職員が山下恭一議員によるハラスメントによるものか、又不当要求疑惑等に関する調査特別委員会に委任する。

委員長	柳町	政広
副委員長	山口	清吉
委員	中村	三郎
	岡沢	亮一
	山本	彰治
	竹神	裕輔
	黒田	茂勝
	中沢	仁
	椎野	隆

## 1 意見を出していただける方

- ①市内に在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所・事業所を有する方

## 2 意見の提出方法

「意見等記入用紙」（市議会 HP からダウンロードまたは閲覧場所に備え付け）を、

- ①閲覧場所に備え付けられたポストに投函
- ②郵送 ③ FAX ④メールフォーム

のいずれかの方法で提出

## 3 閲覧場所

- ①市議会 HP ②本庁舎 4 階議会事務局
- ③東支所 ④新利根公民館 ⑤桜川公民館

## 4 募集期間

10月28日（木）～11月25日（木）

## 5 その他

- ①条例（素案）は解説付きで市議会 HP 及び各閲覧場所でもご覧いただけます。
- ②お寄せいただいたご意見などは、検討のうえ、その結果がまとまり次第、市議会 HP で公開します。（※氏名、住所等は公開いたしません。）
- ③詳細は市議会 HP をご確認ください、ご不明な点があれば議会事務局までお問合せください。

## 【提出・お問合せ先】

稲敷市議会事務局  
〒300-0595 稲敷市犬塚 1570 番地 1  
TEL 029-892-2000 FAX 029-893-1573  
E-mail gikai-public@city.inashiki.lg.jp



（市議会HP）

(7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト  
(市長等による予算・決算の説明資料の作成)  
第9条 議会は、予算案及び決算の審査に当たり、分かりやすい説明資料の作成を市長等に求めることができる。

(政策等に対する議会の評価)

第10条 議会は、市長等が行う政策等について、その有効性及び効率性を評価するよう努めなければならない。

## 第5章 議会運営

(議会の運営)

第11条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

2 議会が言論の府及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由闊達な討議を尊重するものとする。

3 議会は、市政の課題に的確に対応するため、委員会において、専門性及び特性を活かした協議をするものとする。

4 市民に分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めるものとする。

(議長の役割)

第12条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営を行うものとする。

(議長及び副議長志願者の所信表明)

第13条 議会は、議長及び副議長（以下「正副議長という。」）の選挙において、それぞれの職を志願するものは、正副議長としての活動方針を明確にするとともに、正副議長の選出過程の透明性を高めるため、所信表明を行うものとする。

## 第6章 議会機能の充実強化

(議員相互の討議による合意形成)

第14条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における議案の審査の際には、議員相互の討議により活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 前項の審査を行うに当たり、各委員長は、議員相互の討議が積極的に行われるように当該委員会を運営しなければならない。

(議決事件の追加)

第15条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事件として追加することができる。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めるものとする。

(政策討論)

第16条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論を積極的に行うものとする。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理の確立)

第17条 議員は、高い倫理観を備え、常に議員としての品格を保持し、見識を養い、市民の負託に応えなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

(議員定数)

第18条 議員定数に関する条例の改正の議案は、法第74条第1項の規定に基づく請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して議員が提出するものとする。

2 前項の議案の審査に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意向を把握し、検討するものとする。

3 議員定数に関しては、別に条例で定める。

(議員報酬)

第19条 議員報酬に関する条例の改正の議案は、法第74条第1項の規定に基づく請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して議員が提出するものとする。

2 前項の議案の審査に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分に考慮しなければならない。

3 議員報酬に関しては、別に条例で定める。

## 第8章 大規模災害等への対応

(大規模災害等への議会の対応)

第20条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、市民及び地域の状況を把握し、市長等と協力し、復興に向け積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(大規模災害等への議員の対応)

第21条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全確保、避難誘導等に最大限の協力を行うとともに、被害の状況等の情報収集に努め、議長に報告しなければならない。

## 第9章 条例の位置付け及び見直し手続

(条例の位置付け)

第22条 この条例は、議会運営の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他規程を制定し、若しくは改廃し、又は解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

(見直し手続)

第23条 議会は、常に市民の意見及び社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じてこの条例の内容に対して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

2 議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

# 皆さんの意見をお待ちしています

市議会では、より公平・公正・透明な議会運営と市民に開かれた議会づくりを進めています。現在、議会の運営や活動の基本方針を定めた「稲敷市議会基本条例」を策定中です。その素案がまとまりましたので、本条例に皆さまのご意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

## 稲敷市議会基本条例（素案）

（前文）

稲敷市議会は、日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、選挙により市民の負託を受けた議員の活動により運営され、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

近年、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定及び自己責任の範囲は拡大しており、議会が市政に果たす役割は、ますます重要になっている。

このため、合議制の議事機関である議会は、独任制の執行機関である市長との健全な緊張関係を保持しながら監視機能、調査機能、政策形成機能等を最大限に発揮するとともに、開かれた議会とするために市民の声を常に聴き、市政に反映できるように機能強化に努めなければならない。

また、議会を構成する議員は、政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に活動しなければならない。

稲敷市議会は、これまで取り組んできた議会改革の更なる推進を図り、より一層、市民に開かれた議会を目指すことにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、稲敷市議会（以下「議会」という。）が二元代表制の下、市民及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と議会の関係並びに議会活動の基本的事項を定めることにより、市の意思決定機関である議会が市民の負託に応え、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

### 第2章 議会と議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市長等の行政運営及び事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監視し、評価するとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを活動原則とし、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決の責任を深く認識し、市民に対し、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の目線で適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (4) 市民の意見を把握し、政策形成に反映できるよう、市民参加の拡充に努めること。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営を行うこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、市民の多様な意見を市政に反映させることを活動原則とし、市政全体の将来を見据え、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握するよう努めること。
- (3) 自らの資質の向上に努めること。
- (4) 議会が討論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を積極的に行うこと。

### 第3章 市民と議会の関係

（情報公開及び説明責任）

第4条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開し、その透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 議会運営の透明性を高めるため、会議を原則として公開すること。
- (2) 定例会及び臨時会ごとに、各議員の議案に係る賛否その他の議決の状況について公表すること。
- (3) 議会活動に関する情報を積極的に発信するとともに、広報の充実強化に努めること。

（市民参加）

第5条 議会は、市民の意向を議会活動に反映し、市民の議会活動に参加する機会を確保するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 市民の意見又は専門的な識見を把握し、審査に資するため、必要に応じ公聴会制度及び参考人制度を活用すること。
- (2) 請願及び陳情の委員会審査に資するため、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、原則としてその趣旨を説明する機会を設けること。
- (3) 市政に関する重要な政策及び課題について、市民及び議員が自由に意見交換する場を設けること。

（議会報告会）

第6条 議会は、市民への説明責任を果たすため、年1回以上の議会報告会を開催し、積極的に市民との意見交換を行うものとする。

### 第4章 議会と市長等との関係

（市長等への質問と議論の充実）

第7条 議会の審議においては、議員と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議員の市長等に対する質問は、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、市民に分かりやすく効率的に行うものとする。
- (2) 市長等は、効果的な審議に資するため、審議及び審査に必要な情報の提供を行うものとする。
- (3) 議会は、会議における討議に資するため、市長等に対し、資料の提供を求められることができる。

（市長等の政策提案等における説明）

第8条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会の審査において論点を整理し、政策等の水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討
- (5) まちづくりの基本方向を示す最上位の計画における位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置

**【訂正のご案内】**  
 議会だより第65号、議会改革調査特別委員会（18ページ）の②設置根拠が「地方自治法第110条」とあるのを「地方自治法109条第1項」と訂正します。

## 年末年始のごあいさつは失礼させていただきます

公職選挙法の規定により、議員が選挙区内の人に年賀状などのあいさつ状を出すことは禁止されています。そのため、年末年始のごあいさつは失礼させていただきます。稲敷市議会議員一同

公職選挙法では選挙区内においてこのようなことが禁止されています。	
議員が年賀状や寒中見舞いなどのあいさつ状を出すこと（答礼のための自筆によるものは除く） 	議員や後援会がお中元やお歳暮を贈ること 
議員や後援会があいさつを目的とした有料の広告を出すこと 	市民や団体などが議員に対し寄附を求めること 

## 有害鳥獣(イノシシ)被害および特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」等に関する要望書を市長へ提出

7月21日(水)に有害鳥獣(イノシシ)および特定外来生物の水草「ナガエツルノゲイトウ」の対策や支援を求める要望書を市長へ提出しました。これを受け市では、国県と連携した取組みが検討されています。



## 議会を傍聴してみませんか

次回定例会開会予定は

**12月7日** 火 となります。

※変更になる場合があります。

- 午前10時より
- 開催場所：稲敷市庁舎4階 議会議場（稲敷市犬塚1570番地1）
- 電話：029-892-2000（代表）  
FAX：029-893-1573

議会の傍聴は、稲敷市役所庁舎4階で開催当日に受け付けています。

- ①受付時間は午前8時30分から
- ②傍聴の予約はできません。
- ③傍聴席は新型コロナウイルス感染症対策期間中は25席（他、報道関係8席）  
車椅子スペース3席程度
- ④傍聴の際は、マスクを着用いただき、傍聴受付時の検温と手指のアルコール消毒にご協力ください。
- ⑤庁舎1階のモニターで議会の生中継を行います。

次回の詳しい日程については、議会事務局までお問い合わせください。

## 市議会ホームページをご覧ください

稲敷市ホームページ <http://www.city.inashiki.lg.jp/>

稲敷市議会

検索

スマホアプリ「マチイロ」で議会だよりがご覧になれます。



マチイロ マチを好きになるアプリ

## 編集後記

急に涼しくなり、本格的に秋を感じるようになりました。8月末から続いた緊急事態宣言もようやく解除となりましたが、今年も敬老会や文化祭などの秋恒例のイベントが新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となり、季節感がない秋となつてしまいました。これから冬にかけて第6波の到来やインフルエンザとの同時流行という可能性もあります。

稲敷市議会としても感染拡大防止に向けて様々な取り組みを行っておりますので、どうか皆様も体調管理にご留意ください。一日も早く新型コロナウイルス感染が終息し、地域の皆様とイベントをはじめ様々な活動を再開できることを切に願っております。

(竹神 裕輔 記)

委員長 寺崎 久美子  
 副委員長 沼崎 孝雄  
 委員 山口 清吉  
 委員 竹神 裕輔  
 委員 黒田 茂勝  
 委員 中沢 仁